

社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に関する一体型行動計画

本会では、女性職員のみならず、全職員が、職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる雇用環境づくりを進めるため、行動計画を定めます。また、ワークライフバランスの考えを大切にし、全職員が仕事と生活の調和を図り、それぞれの能力を十分に発揮して意欲的に仕事に取り組むことができる職場環境づくりを進めていきます。

○計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

育児休業に関する事項

目標	男性職員における育児休業取得者を1人以上とする。
対応	令和4年4月1日より改正される育児・介護休業法の主旨において、男性の育児参加の必要性がより求められています。 現在、当法人では女性職員については育児休業の取得者は希望者全員となっています。男性職員の育児休業取得者を1人以上とし、男性職員の育児参加を進め、女性の活躍に資するようにする。
今後	4月の育児・介護休業法の改正に伴い、法人の規程について変更します。 これに併せて、男性職員の育児休業取得の促進について、社内掲示板にて周知を行います。 また、該当する職員が出た際は、個別説明の時間を設けて、制度を説明していきます。

雇用環境の整備に関する事項

目標	妊娠した職員について、当協議会の育児・介護休業等に関する規程及び、就業規則の特別休暇について周知をし、該当職員が適切に利用できる環境を整えます。
対応	出産を控えた職員へ、産前産後休暇、育児休業、復職に向けた流れを分かりやすくしたフローチャート、育児プラン及び関係規程等を添付し、提供する。 この事により、出産から育児休業、復職までのイメージを作ってください。
今後	フローチャートを用いて、出産を控えた職員へ提供し、今後の流れを把握していただく。

雇用環境の整備に関する事項

目標	当協議会の育児・介護休業等に関する規程を周知し、育児や介護休暇、休業等が適切に利用できる環境を整えます。
対応	育児・介護休業等に関する規程の周知をし、必要な時に適切に利用できる環境の周知を行います。
今後	育児・介護にかかる休暇、休業が必要となる職員が適切に利用できる環境作りに継続的に努めます。

その他の次世代育成支援対策

目標	小学生の施設見学、中学生のスリーデーチャレンジ、子育てサロンの運営などを通じて、次世代育成支援に努めます。
対応	これまで行って来た事を継続しつつ、次世代育成支援を行っていきます。
今後	次世代育成支援対策として行っている事を職員に周知し、次世代育成支援対策への普及啓発を図ります。